

いじめ防止基本方針

兵庫県立篠山産業高等学校

1 学校の方針

昭和8年の創立以来、校訓「自律 協調 不屈 創造」を教育理念として、産業の発展と地域を支える人材を輩出してきた。今日においても、社会の急激な変化に対応できる「しなやかさ」と、主体的に自立して生きる「強さ」を身につけた「スペシャリスト」を育成すること、ふるさとを愛し他者と協働して地域の様々な問題に取り組むことができる高い志と能力をもった「地域を担う人財」を育てることは、本校の使命である。

この使命を果たすための前提として、学校は生徒にとって安全安心な場でなければならない。とりわけ、生徒の人権に対する意識を高め、いじめのない学校づくりを進めることは最重要課題である。そのためには、全職員が日頃から人権感覚を磨き、生徒の内面理解に努めるとともに、地域や家庭との連携をさらに強化し、組織としていじめに対する対応能力を高めていく必要がある。

以上の理念の下、いじめの未然防止と早期発見、適切な対応を図るため、ここに「学校いじめ基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

(1) 生徒の特徴や地域の状況

本校の卒業生は地元へ就職する者も多く、地域との繋がりの深さから、地域交流・小高連携など地域に根ざした学校づくりを展開している。専門高校の特質により、明確な進路目標を持って入学してくる生徒がいる中、不本意ながら入学してくる生徒も少なくない。その中には基本的な生活習慣・学習習慣が確立していない生徒、社会性に乏しく規範意識が低い生徒もいる。その結果、再三の指導にもかかわらず、繰り返し特別指導を受ける生徒も見られる。最近では、インターネットやモバイル機器（スマートフォン等）の普及により、それらが対人関係によるいじめ等のトラブルの背景や温床になっている現状もある。

また、本校は地域に根付いた教育活動を行ってきた。そのため、家庭・地域の教育活動への関心は高く、成果に対する期待も大きく、外部組織（警察・周辺自治会等の関係諸機関）との密接な連携協働体制も整っている。

(2) これまでの学校の取組

本校では入学時のオリエンテーションに始まり、学校全体で取り組む体育大会や産高フェスティバル、2年生全員が参加するインターンシップ、地域緑化・美化を主とした「ふるさと貢献活動」等、生徒の集団づくり・社会性の育成などを目的とした取組を実施してきた。また、生徒の自己有用感を育む取組として、保育園・小学校・特別支援学校・特別養護老人ホーム・地域の高齢者との交流を行ってきた。

いじめの未然防止、生徒の人権を守る取組として、年間7回の実態把握のためのアンケート調査の実施や、個別面談週間の設定、積極的な教育相談の活用等を行っている。

(3) 今後の取組の方向

いじめの未然防止に効果的な組織的指導は、学年・科・生徒指導部・教育相談担当で組織した「いじめ対応チーム」を中心に実施する。また、いじめを認知した際には全職員の協働によって、生徒指導・学習指導・進路指導を総合的かつ効果的に行い、問題解決を図る。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) いじめの未然防止

- ア 「ほめる」指導と問題行動に対する効果的な指導の両立を図り、自尊感情を高める指導を目指す。
- イ 生徒がより豊かな人間関係を構築できるよう、望ましいコミュニケーションスキルの発達を促す。
- ウ 生徒会を中心に生徒を主体とした学校行事の運営（全体集合・司会進行を生徒が行う）やいじめ未然防止の啓発活動を実施し、自己有用感・自尊感情の醸成と生徒自身がいじめの未然防止に取り組む主体的意識の形成を図る。
- エ 教職員の対応能力向上に向けたカウンセリングマインド研修や法令の理解・危機管理意識向上などいじめに対する対応能力を高める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ア アンケート調査、個別面談週間、教育相談体制の整備充実を図る。
- イ P T A総会・役員会や中高連絡会、自治会との協議会等で学校の現状説明と情報収集を積極的に進め、学校・家庭・地域との組織的連携をより強化する。
- ウ 教育相談、医師、保護司、警察関係者などの外部専門家等の協力を得て、「いじめ対応チーム」の実践力の向上を図る。

※「校内組織」と「指導計画」については別途資料

4 重大事態への対応

- (1) 「いじめ対応チーム」が中心となり、関係者への聴き取り調査を実施する。
- (2) 該当学年もしくは生徒全員へのアンケート調査を実施する。
- (3) 教育委員会の指導助言を受けながら、「いじめ対策委員会」を組織し、必要ならば再度調査を実施する。
- (4) 調査結果をまとめ、「いじめ対策委員会」が主体となり問題解決を図る。

※「組織的対応の具体的流れ」については別途資料

5 いじめ問題に関する正しい理解と普及啓発

- (1) 外部講師を招いた職員研修会で、教職員の共通理解を図る。
- (2) 学校ホームページ、P T A役員会、総会等で、保護者への啓発活動を行う。
- (3) 外部の専門機関の指導助言を活用し、「いじめ対応チーム」の実践力向上を図る。